

本宿自治会 組長さんの役割

組を代表して総会へ参加する

組長（評議員）さんの仕事

◆前年度の班長さんから引継ぎを受けましたでしょうか。

確認して下さい

◆前年度の班長さんからの指示で、新年度「班長・評議員（組長）届け」に、氏名・住所・電話番号に誤記がない様に記入をお願いします。

・定期総会（年1回4月） ・評議員会（年2回・9月と翌年2月）

◆新年度の組長さん、評議員さん（組を代表する＝組長）の参加をお願いします。
総会に出席できない場合には、所定の委任状を班長さんへお届け願います。

組長さんの用務

- 1) 組長（防犯・防災）の表示板は自宅の外から見える場所へ掲示下さい
- 2) 自治会年会費の徴収、会費（月額 200 円）は 5 月中旬までに班長へ納入願います。
- 3) 募金の取り組み、赤十字募金は 5 月・共同募金と年末助け合い募金は 10 月に納入願います。
- 4) 回覧板（各種行事や各団体等の案内連絡等）の配布 〈自治会→班長→組長→会員へ〉
- 5) 市の広報「ちがさき」の配布（毎月 1 日と 15 日） ＊届き次第早めの回覧をお願いします。
- 6) 自治会への入会者・脱会者が発生した時には速やかに班長へ届け書を提出願います。
- 7) 自治会員（組内）の訃報は、速やかに班長さんへ連絡願います。この際に自治会の脱退か、継続の場合には入会者の氏名変更等の確認を行い報告願います。
- 8) 防犯灯（球切れ）や安全ミラー（破損）に不都合が発生した時には班長さんへ届け出をお願いします。
- 9) 年間行事の納涼祭（盆踊り）・もちつき大会・運動会・防災訓練等各種行事への積極的な参加をお願いします。
- 10) ゴミ集積場所で問題が発生した時には速やかに班長さんへ連絡をお願いします。
- 11) 組長任期中、特に苦労されたことや未解決の問題等は新組長へ引継ぎ願います。
- 12) 組長は、常に組内の皆さんとコミュニティづくりの中心となって、ゴミ収集場所の管理環境衛生交通安全等良好な環境づくりを進めて下さい。

組員とは、いざと言う時！ 遠い親戚より近所の自治会員

防災訓練を、大規模災害時における組内の皆さんの自主救護能力の向上につなげて下さい。

- * 自分たちの生命・身体は自分で守るという心構えを持って下さい
- * 隣人を救うことが、自分を救う
- * 他人を救おうとする町内会が自分を救う
- * もし、傷病者が発生したらお互いが協力し合って救護活動が出来るような関係が望まれています